３　推進機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる電気工作物の使用を開始した日の属する年度から当該電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、広域系統整備交付金を交付しなければならない。

第十条　［略］

（業務規程の変更の認可の申請）

第十一条　推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第九の業務規程変更認可申請書に当該業務規程の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］

（経済産業大臣への報告）

第十二条　推進機関は、法第二十八条の四十四第二項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十の指示内容等報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］

２　［略］

３　推進機関は、法第二十八条の四十四第三項の規定による報告をしようとするときは、様式第十一の指示結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

４　［略］

（送配電等業務指針）

第十三条　法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業者又は送電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項

五　［略］

（送配電等業務指針の認可の申請）

第十四条　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　［略］

（送配電等業務指針の軽微な変更）

第十五条　［略］

２　推進機関は、法第二十八条の四十六第四項の規定により変更した送配電等業務指針の届出を行おうとするときは、様式第十四の送配電等業務指針変更届出書に当該変更後の送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第九条　［略］

（業務規程の変更の認可の申請）

第十条　推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八の業務規程変更認可申請書に当該業務規程の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　［略］

（経済産業大臣への報告）

第十一条　推進機関は、法第二十八条の四十四第二項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第九の指示内容等報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］

２　［略］

３　推進機関は、法第二十八条の四十四第三項の規定による報告をしようとするときは、様式第十の指示結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

４　［略］

（送配電等業務指針）

第十二条　法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項

五　［略］

（送配電等業務指針の認可の申請）

第十三条　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十一の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　［略］

（送配電等業務指針の軽微な変更）

第十四条　［略］

２　推進機関は、法第二十八条の四十六第四項の規定により変更した送配電等業務指針の届出を行おうとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更届出書に当該変更後の送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。